

令和7年度島根県取材費用支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、県外のメディア等が実施する島根県内における観光地等の現地取材やロケ（撮影）に係る費用（以下「取材費用」という。）を助成することにより、マスメディア等における島根県の露出を高め、島根県の知名度向上、観光情報の発信及び島根県への誘客推進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づき、取材費用の助成の対象となる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 取材に基づく雑誌等への記事の掲載（WEBを含む。）またはテレビでの放映等（以下「記事の掲載等」という。）により、島根県の観光情報発信や観光誘客が期待されること。
- (2) 島根県内の2カ所以上の市町村を取材し、記事の掲載等を行うこと。
- (3) 原則として令和8年3月15日までに記事の掲載等が実施されること。
- (4) 記事の掲載等による広告換算効果を明確に証明できること。
- (5) 必要に応じて速やかに公益社団法人島根県観光連盟（以下「観光連盟」という。）と取材行程等の連絡調整を行うことができる体制が整備されていること。
- (6) 当該年度内に、この要綱に基づく取材費用支援助成金の決定または支払が行われていない媒体であること。
- (7) 第3条（1）に掲げる項目について、島根県、島根県内の市町村・観光協会、及び島根県内の市町村を含む広域観光連携団体等が実施する他の補助金を受けていないこと。
- (8) 海外から来県してロケを行う海外作品は助成の対象としない。

(助成対象経費及び額)

第3条

- (1) この要綱に基づく取材費用の対象経費は次に掲げるものとする。
 - ①交通費
 - ▷往復の交通費（航空券代、新幹線代、高速道路料金、ガソリン代など）
 - ▷公共交通を利用した場合の県内移動費
 - ▷レンタカー代
 - ②宿泊費（ただし、1泊あたり9,800円（税抜）/人を上限とする。）
 - ③取材に係る経費（記事等の制作に必要な場合のみ支給する。）
 - ▷施設入場料
 - ▷ガイド料
 - ▷食糧費
 - ④その他、観光連盟会長が必要と認める経費
- (2) 取材費用の助成額はかかった費用の実額から消費税及び地方消費税を除いた額とし、原則として1申請当たり20万円（税抜）を上限とする。

(助成の申請)

第4条

- (1) 助成を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、取材実施前に、取材費用支援申請書（様式第1号）へ押印の上、企画書を添えて、観光連盟に提出しなければならない。
- (2) 助成申請者は、媒体運営企業又は制作会社とし、個人からの申請は受け付けない。

(助成の決定)

第5条

- (1) 観光連盟は、前条による申請があった場合は内容を審査し、助成を決定することとしたときは、取材費用支援決定通知書（様式第2号）により申請を行った者（以下「助成決定者」という。）に通知する。
- (2) 助成の決定にあたっては、以下の観点から審査会による審査を行って、助成の可否を決定する。
 - ・ 島根県の観光施策の方向性に即した内容であるか
 - ・ 島根県の知名度向上が期待できるか
 - ・ 島根県への誘客効果が期待できるか
 - ・ 広告換算効果

(実績等の報告)

第6条 助成決定者は、取材実施後、記事の掲載等があった後14日以内に取材費用支援実績報告書兼精算書（様式第3号）へ押印の上、領収書（コピー可）等必要な書類を添えて観光連盟に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第7条 観光連盟は、前条による実績報告書類の提出を受けた場合は必要な検査を行い、内容が適正であると認めたときは助成金額を確定し、取材費用支援支払通知書（様式第4号）により助成決定者に通知するとともに速やかに助成金を支払うものとする。

(助成の決定の取消)

第8条 観光連盟は、以下の場合には助成の決定を取り消すことができる。

- (1) 助成決定者がこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 企画書等の提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 観光連盟が求める書類等の提出がされないとき

(雑則)

第9条 本書に定めのない事項については、観光連盟が別に定める。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。